

平成23年度

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

兵庫県農業共済会館 4階 会議室

平成23年11月28日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課)

1 開 会

(事務局より出席委員の確認・配付資料の確認・公開についての審議)

会長

それではただいまより議事に入ります。次第に沿って進めたいと思います。まず次第2 審議案件、継続事業 河川事業の円山川、都志川の追加説明に入ります。担当課長より御説明よろしくお願ひ申し上げます。

2 審 査

(1) 審議案件(継続事業 河川事業)の追加説明、質疑

事務局より「河川事業 (一)円山川(上流工区)、(二)都志川」について説明

事務局

それではまず事務局の技術企画課の方から、円山川の事業区間の延伸について、社会情勢等の変化についての評価の必要が生じた事業ということの考え方につきまして御説明をさせていただきますと思います。

恐れ入ります、追加資料2の1ページをお願いしたいと思います。ここに前回円山川の評価事業の説明の中で、継続事業の対象事業としてのその社会経済情勢の変化等というところにつきまして御質問がございましたので、につきまして私のほうから御説明をさせていただきますと思います。

本事業評価の要綱では、新規評価後10年、またその後5年ごとに継続事業評価を実施しているところであります。これが基本でございますが、この評価時期の規定とは別に評価の必要性が生じた事業については要綱上すべてこの社会経済情勢の変化等に該当する事業として取り扱いをさせていただいているところでございます。

この社会経済情勢の変化等というのは具体的に言いますと、二つ挙げておりますが、一つ目はその上位計画の見直し、あるいは関連する事業の休止または中止が起こった場合、またその他の理由により事業計画や事業効果の大幅な変更が生じた場合、さらにもう一つとしましては、国の事業評価制度等に基づき評価の必要性が生じた場合、これの例としましては前回のダムの検証の対象となった場合や、あるいは今回の志筑川などで国の事業手

法上新規評価後5年目に再評価が必要となる事業等がこれに該当するというごさいまして、今回の円山川につきましては事業計画の大幅な変更が生じた場合ということで、事業計画の変更として、この で読ませていただいて継続評価の対象としていただいているところがございます。

次の 以降につきましては担当課長より御説明をさせていただきます。

#### 事務局

それでは 事業区間の延伸についてでございますが、これにつきましてはこの前の審査会で台風被害という、外的要因でもって必要性が高まるものではないのではないかという御指摘をいただきました。その御指摘も踏まえまして、ここの延伸の考え方について再整理をしております。

この延伸する区間については、平成14年に河川整備計画で流下能力の向上対策が必要だということで位置付けておりました。ただその後の、前回の評価時点平成19年には、その下流に当たります区間の改修の進捗がまだ進んでいなかったということで、この延伸区間の着手の目途が立っていない、そういう状況にございました。

ところがこのたび現在進めています事業区間におきまして、井堰の統合化の合意形成が図られるとか、一定の流下能力の向上が見込まれることとなり、その上流に当たります延伸区間についても事業着手することが可能になったと、そういうようなことで今回事業区間に加えております。このような整理をさせていただきました。こういう趣旨で後ほど説明いたしますが、評価調書のほうも修正をいたしております。

次に(2)費用対効果の考え方についてでございます。これにつきましては、前回の審査会でBにつきましては、河川整備計画区間全体で評価すべきものなので増えるということはどういうようなことなのかという御質問がございました。それについての考え方ですが、この円山川のB/Cにつきましては、この平成14年に河川整備計画を策定しましたときには算定をしておりませんでした。それで前回の評価時の平成19年度には、そのときに進めていました現事業区間だけで算定をしていたという状況がございました。

今回の再評価では、この現事業区間に延伸区間を加えた朝来市域の河川整備計画の区間全体で算出したものでございまして、そのベースになるところは前回とは異なっているためにBが増えたということになっています。それで前回の評価時よりもBまた事業費等のCとも増加したことがありまして、算定しましたB/Cはたまたま同じ数字の1.2ということになったものでございます。

続きまして2ページをお願いします。(3)絶滅危惧種、カワラハハコに対する配慮に

ついてでございます。これは前回の審査会で、県管理区間に集中的な分布があるのだけでもどのような配慮をするのかという質問がございました。これにつきましては、河道内の工事に際しては、従前からの瀬や淵・みお筋等を可能な限り保全復元するなどこのカワラハハコを初めとした生物の多様な生活環境への影響を最小限にとどめるように配慮してまいります。

ちなみにカワラハハコの生育状況、分布状況ですが、3ページを御覧いただけますでしょうか。本年度に「ひょうごの川自然環境調査」を実施しておりまして、養父市内に当たる既改修区間でカワラハハコの生育を確認しております。図面上は丸い印で入れているところでございます。そのときの調査では、この当該事業区間の中では生育分布等は発見されておりませんが、今後、事業途中でそういう分布が確認されましたら先ほど説明しましたように配慮しながら進めていきたいと考えております。

それからまた戻っていただきまして2ページをお願いします。続きまして、都志川に対する質問の回答でございます。河口の砂州に対する対策でございますが、まずこの砂州はどのような状況でできているのか、そのような状況はわかるのかということがございました。平成18年12月21日と約1カ月後の平成19年1月24日に現地調査をしております。その結果によりますと約一月の間に河口の砂州の形状が順次大きく変化するということが確認されております。従いまして、この冬季の風浪による漂砂が主原因ではないかと我々は考えております。

また都志川河口部には形状的に堆砂状況が見受けられますが、その状況が完全に閉そくしたというようなことは今までにありませんので、砂州は洪水流によって順次流出しているのではないかと、そのようにも考えております。従いまして河口部の閉そくが著しい場合に溝状に開削するという手当てをすることによりまして、洪水流による流出を促し、河道確保をしていきたいと考えております。

以上のような考え方を踏まえまして、評価調書を一部修正させていただきました。4ページをお願いします。

円山川の評価調書でございます。赤色で書いている部分が前回からの修正でありまして、まず中ほどの事業を取り巻く社会経済情勢等の変化に書いています部分が、先ほど説明した内容を踏まえて書いております。井堰の統合化の合意形成、こういったものが図られまして流下能力の向上が見込めることになったために、今回の上流区間を事業区間に加えるという整理をさせていただきました。

こういった趣旨を基に必要性ですとか、有効性も修正しております。それからこの中の

(3) 環境適合性ですが、これにつきましては先ほど説明しました絶滅危惧種カワラハハコに対する配慮として説明した内容を踏まえて書いております。

またこの部分の2行目ですが、ここにつきましても前回の審査会の意見を踏まえまして、以前は「生息環境」と書いていましたが、生物の多様な「生活環境」への影響を最小限にとどめるということで、この部分を修正しております。

次に5ページをお願いします。こちらの一番下段の費用対効果に含まれない効果、この部分も先ほどの説明の趣旨を踏まえて修正しております。

6ページをお願いします。こちらの一番下の費用対効果に含まれない効果、一部文字の修正をしております。それからその上のB/Cの部分の総便益の額でございますが、これは前回誤植がありましたので、修正をさせていただいております。それから7ページ8ページも、先ほどと同様の趣旨の修正をさせていただきました。

以上です。

会長

どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして何か御意見・御質問ございましたらどうぞよろしくお願いたします。どうぞ。

委員

円山川の三点につきましては、明快な御説明をいただきましてありがとうございました。それから都志川の砂州についても御説明よくわかりました。

一点質問したいのですが、河口におけるその計画上の水位を計算する際の境界条件ですが、この河口砂州の状態如何で、その計画に使っている水位の境界条件等が、あるいは流量の境界条件等がおかされていないかどうか、計画の外であれば問題ございませんけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局

計画を策定する場合には、その時点では洪水流によって、砂州は流されているだろうということを前提に考えており、砂州の影響は考えておりません。

委員

そうしますと、河口砂州というのはピーク時はフラッシュされており、その流量低減時のときに埋め戻されるかあるいは冬季風浪で再形成され、出水の後は飛ばされているという理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい、それで結構かと思えます。

委員

わかりました、ありがとうございました。

会長

ほかに何かございませんでしょうか。

私のほうから、ここの都志川に限ったことではないのですが、将来予想されている津波の高さ等に基づく影響というのはこの事業の計画には含まれていないと理解していいのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

事務局

津波につきましては、津波に対する高さを目標とするのではなく、まずは高潮や洪水対応で整備をします。その計画の高さが津波の高さと比べてどうかというチェックをしております。

会長

ということは現在のこの計画のままで、あと津波の高さが出てきたときにレベル1かレベル2か、河川の場合は言葉が違うと思いますけれども、そのように対応していくということですか。

事務局

レベル1いわゆる100年程度に一度起こるかもわからないというような頻繁に起こる津波に対しては、それをチェックした後に足りないというのであればそれは個別に対応していております。

会長

どうもありがとうございました。ほかに何かございませんでしょうか。

それでは先の継続事業である河川整備事業についての質疑はこれで終了させていただきたいと思います。

(2) 審議案件(継続事業 河川事業) について審査

会長

次回に説明を要する質疑はございませんでしたので、審査を行いたいと思います。

審議番号4 河川事業(一) 円山川(上流工区)

会長

審査案件4 河川事業(一) 円山川(上流工区)について継続妥当ということでよろし

いでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長

はい、ありがとうございました。それでは継続妥当と決定いたします。なお皆様方からいただきました主な御意見につきましては答申文作成の際に反映させていただきます。

審議番号 5 河川事業(二)都志川

次に審査案件 5 都志川についても継続事業妥当ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長

はい、ありがとうございます。それでは継続事業妥当と決定いたします。皆様方からいただきました主な御意見につきましては答申文作成の際に反映させていただきたいと思いません。どうもありがとうございました。

会長

それでは、引き続きまして次第 3 報告案件である事後評価に入ります。まず報告案件 1 河川事業の説明をどうぞよろしくお願いいたします。

### 3 報告(事後評価)

(1) 河川事業(事後評価)について説明、質疑

報告案件 1 河川事業(二)新湊川

事務局

それでは事後評価のうち河川事業について説明させていただきます。事後評価と書いています資料のうちの河整 1 をお願いします。

河川事業(二)新湊川の広域基幹河川改修事業についての事後評価について説明させていただきます。初めに前面のスクリーンの方をお願いします。新湊川流域と河川改修の状況について御説明します。

新湊川は六甲山系再度山を源に天王谷川と石井川が合流し、さらに苅藻川と合流して大阪湾に注ぐ二級河川です。流域面積は表六甲河川の中で最大でございます、約 30 km<sup>2</sup>、流域内人口は約 20 万人となっています。

治水計画としましては、上流域の三つのダム、天王ダム、石井ダム、高尾ダムで洪水調節した上で河床掘削等の河道対策と合わせ、既往最大の昭和42年7月洪水を安全に流下させるよう治水安全度1/100確率を目標に事業を進めてきました。ダムにつきましては、黄色に着色しています天王ダムと石井ダムが整備済みで、緑色に着色しています高尾ダムが未整備の状況になっております。

今回の事後評価は河道対策のうち赤色着色部の広域基幹河川改修事業で石井川及び天王谷川の一部を含めた約5kmの区間が対象となっております。

それでは調書の河整1の下段の方を御覧ください。この事業の事業期間は、昭和42年度から平成18年度までの40年間となっております。総工事費は約80億円で実施しました。施工途上の土質条件等の変更により、当初計画から約35億円の増額になっております。

資料の河整3を御覧ください。平成7年の兵庫県南部地震により新湊川では6カ所、延長2,765mにわたる擁壁護岸の倒壊や湊川隧道坑口部の崩落等甚大な被害を被りました。甚大な被害を受けました苅藻川合流点から上流の区間は未改修状況でありましたので、復旧に当たりましては未災箇所を含めた一連の区間の河積拡大等を図るほか、安全で快適な水辺空間を整備する河川災害復旧助成事業を実施いたしております。総事業費231億円、施行延長は約2.5kmとなっております。

次に新湊川では震災復旧途上に2度の浸水被害が発生しました。溢水原因は、事業着手前の流下能力を大きく超える出水と報告をされています。しかし平成10年の溢水では、工事により溢水を増大させた側面もありました。工事再開に当たりましては、新湊川浸水災害調査委員会の提言を受け、洗心橋地点の拡幅工事の早期実施などの対応を行いました。

次に河整4を御覧ください。事業の直接効果としましては、まず河床掘削や護岸改修により流下能力を向上させ、治水安全度1/100を目標とした河道対策を完了しております。その結果、高尾ダム未整備の現況でありましても1/45の治水安全度が確保されています。また、河川改修により洪水位が低下し、高尾ダムが未整備であります100年に一度の洪水を河道内で流下させることができます。

次に河整5を御覧ください。浸水被害の軽減につきまして、昭和42年からの改修により浸水被害は減少しており事業完了後は浸水被害は発生していません。また住民アンケートでは約8割の方が降雨時にも安心して過ごせると回答されています。費用対効果はダムを含めた全体のB/Cが16.1、河道対策のみではB/Cは11.2となっております。

河整 6 を御覧ください。次に事業の間接効果について説明します。新湊川では近代土木遺産として保存した湊川隧道を活用するため湊川隧道保存友の会が結成され、コンサート等が行われ、参加者も年々増加しております。水質も向上しました。下水道整備の影響が大きいです。河川でも低水路整備による水の流れを確保し、水質改善に寄与していると考えています。沿川住民の方も新湊川に親しみを感じている方は7割を超え、多くの方が親しみを感じていることがわかります。

河整 7 を御覧ください。水生生物の生息状況につきましては、河川改修などによる水質向上の結果、ドジョウなどの希少種が確認されています。生物種の数につきましては、県下主要河川と比べると若干少ないですが、人家密集地を流れる表六甲河川の中では平均的な数となっております。

河整 8 を御覧ください。特徴的な取り組みとして、防災ふれあい河川整備事業について御説明します。阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、平常時の親水機能を高めるとともに、災害時には災害から住民を守る防災ふれあい河川整備事業を進めてきました。主な施設としましては、階段護岸や飛び石等で、災害時には消防水の取水を可能としております。

河整 9 を御覧ください。新湊川では地域主体で川を守り育てていこうと清掃や緑化、川を生かした学習・交流の場の運営などの活動を行っています。特に県立長田商業高校では、長田区の新湊川を愛する会と連携して、フトン籠による魚巢の設置や植生の復元など新湊川に魚を呼び戻す活動を行っています。

河整 10 を御覧ください。新湊川では河川の増水のおそれがある場合に河川利用者への河川内からの退避を促すために、2種類のシステムを導入しています。自動警報発令システムは、雨量や水位上昇を感知して退避を促すシステムで、回転灯と表示板、スピーカー等で構成しております。増水警報システムは都賀川の水難事故を踏まえて導入したシステムでございます。大雨洪水注意報や警報の発表を受けて、回転灯が自動的に点灯するシステムになっています。

河整 11 を御覧ください。改善措置の必要性について説明します。新湊川では事業完了後浸水被害が発生していないことや、河川改修に対する住民満足度も高いことから、現時点で改善措置の必要性はないと考えています。しかし、高尾ダムが未整備であり、目標の治水安全度は確保できていません。今後、高尾ダムについては、県内河川の治水安全度のバランスや総合治水条例に基づく総合治水対策の進展等を踏まえて、事業の進め方を検討してまいりたいと考えています。

次に同種の事業の計画・調査・事業実施のあり方と、事業評価手法の改善等について御

説明します。一つ目は出水期工事の安全対策の徹底です。新湊川における施工中の浸水被害を教訓に、工事中の流下能力の確保、上下流や左右岸のバランスを考慮した施行計画など、一層の安全対策に取り組んでいきます。

二つ目は、長期間の河川改修事業における段階的な目標設定です。河川改修の事業効果を住民にわかりやすく伝えるため、一定区間ごとの工期設定や治水安全度の段階的向上など、期間を区切った目標設定が必要だと考えております。

三つ目は、防災事業実施後の住民満足度の把握です。河床掘削やダムを整備により、治水安全度は確実に向上しますが、沿川住民の安心感の向上に結びついたかどうか把握できていないことが多いと考えられます。そこで、地域住民の安全・安心の確保をより確実にするため、防災事業に関する住民満足度調査の適切な手法の検討や、手法の統一が必要だと考えております。

四つ目は、河川改修完了後の住民防災意識啓発の継続です。河川改修の結果、地域住民は一定の安心感を感じると想定されます。しかし、過剰な安心感は災害発生時に障害となると考えられます。そこで河川改修完了後も、現在策定中の総合治水条例のもと、川の安全度に関する住民理解を深めるとともに防災意識の啓発を継続してまいります。

最後に、水系全体の一括評価です。新湊川では、河川改修事業やダム事業、防災ふれあい河川整備事業など複数の事業によりまして、水系全体の治水安全度を向上し、また自然環境や親水性の復元を図りました。住民満足度は水系全体の事業効果を総合的にとらえていると考えられます。今後の河川事業の事業評価では複数事業を一括し、水系全体で評価することを検討する必要があるのではないかと考えております。

以上で河川事業の事後評価の説明を終わらせていただきます。

会長

どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして御質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

委員

何点か教えてください。まず河整 4 で、高尾ダムがない状態では確率年としては100年を満たさず45年だけでも、堤防すり切りで流れた場合には、1/100を流下させるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

その場合、この余裕高の部分ですが、堤防構造によってもあてにできるところと危ないところ、特に土堰堤、堤防の築堤のところなどは余り安心できないわけですが、その辺はいかがなものなのでしょうか。ここでは流下させることが可能であると書いてあるのです

が、余裕高はそういう考え方ではないと思いますので、そのあたりを教えてください。

それから、市民に親しむ等、湊川隧道等でいろいろ取り組みをされており、石井ダムの堤体内にホールを造られています、これは神戸市の事業なのかもわかりませんが、その後そのホールがどのように使われているのかということ、県の事業ではないかもわかりませんが、もしわかりましたら教えてください。

それから河整 9 や河整 10 で、いわゆるソフト対策の御説明をいただいたのですが、これはこの今回事後評価の対象になる河川事業の中にも含まれているものなののでしょうか。すなわちB/Cの中に算定の対象としてこのソフト対策一連のものも含まれているのかどうかということ、教えてください。

それから最後ですけども河整 11 のところで御説明がありました満足度というものが、住民の安心感という物差しではかるという御説明だったと思うのですが、一方でその後にもありましたように、過剰な安心感は障害になるということも言われているわけです。そうしますと、その安心感について、適度な安心感というのがあるのでしょうか。つまり安心感は向上したほうがよいのですが、事業効果としては上がっていると考えるとよいのかどうかです。これからソフト施策へ転換するという大きな戦略転換がありますので、そういう安心感を物差しとして河川事業を今後も進めていくのかどうかということの考え方を教えてください。

#### 事務局

それでは順番にお答えさせていただきます。

まず河整 4 のところで現在の流下能力が約1/45であるけれども、1/100が流れたときには何とか流れるということについての説明ですが、1/100の流量を現在の河道で流しますと、何とか天端までの中の流れることができるという確認をしていますので、こういう表現をしております。

それでこの新湊川は周辺が人家密集であり、また川沿いに道路が大体あるということもあまして、この余裕高の部分はすべてこの断面にありますような擁壁やコンクリートで固めたものになっておりますので、余裕高の部分を流れるときに崩れるということはずないと考えております。

ただ、計画はやはり余裕高で流すのではなくH.W.L内で流すべきですので、計画は高尾ダムを将来的にやっていくという位置付けを変えてはおりません。

それから河整 6 の石井ダムの中で、ここには書いていませんが石井ダムの堤体の中のホールの使われ方のご質問がございましたが、詳しくは存じておりませんが、余り使われ

ていないとは聞いております。そこでイベントをしたなどの実績はないはずですが。温度環境などはいいところですので、今後いろいろ使い方が考えられるといいとは考えております。

次に河整 9～10にかけてのソフト対策ですが、この中で例えばCの中に含まれているものとして、川の構造として整備した内容、例えば飛び石ですとかそういった内容、それから河整 10の上段の自動警報発令システム、こういったものは事業の中で整備しております。そういう意味で考えますと、例えば河整 10の増水警報システム、これは事業では整備しておりません。その辺は仕分けしてB/Cを算定しております。

それから河整 11の住民の安心感の向上ということですが、これはやはり極力安心感が高まるということは我々も求めていく方向だと考えておりますが、そういった意味でいろんなハード整備・ソフト対策を進めていくのが肝要だと思っております。ただ、治水対策といいますのは計画を超える洪水などもありますので、どこまで行ってもやはりそれ以上のことが起こるかもわからない、それに備えるための啓蒙・防災意識の啓発、そういった対策も並行してやっていく必要があるとは考えております。以上です。

会長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

委員

ありがとうございました。余裕高の考え方につきましては、確かに見た目コンクリート構造、パラペットなどの特殊堤等であれば土堰堤に比べるとはるかに安全な構造だと思えますが、その場合に余裕高はやはり1.2mなのか、国のほうのスペックがどのようになっているのかわかりませんが、例えば掘り込みの場合は、場合によって見なくてもよいという考え方の変化があると思うのですが、こういう土堤以外のところの余裕高についてはやはり土堤と同じように、依然考えているのでしょうか。あるいはそれを検討し直そうとする動きがあるのか、もしおわかりでしたら教えて下さい。情報がなければ結構でございます。

それから、最後のお答えのところでは安全性は確実に向上させるべきだと思うのですが、安全と安心というのは必ずしも並列ではなく、安心感についてはただ単に向上しても単調に向上すればいいというようなものでもないのかなと、私は個人的に思うのですが、これについてはお答えいただくような内容でもないかもわかりませんので、結構でございます。以上です。

会長

どうもありがとうございました。

#### 事務局

余裕高のことですが、これまでに既に計画があつて進めているところというのは従前どおりの計画を踏襲しておりますので、河川構造令どおりの余裕高を確保しております。それで今は掘り込み河川の場合は余裕高をとらなくてもいいという考え方もあるのですが、今言いましたように、これまで進めている河川についてある部分だけそのような考え方を入れるということはやはり水系全体で考えますと不均衡になってまいりますので、基本的にはそういう考え方は兵庫県ではとっておりません。

新たにその水系全体や支川など一連で計画を入れるときに、その条件にマッチした箇所であればそういったことを導入する場合もあるかとは思いますが。以上です。

#### 委員

お答えありがとうございました。ただこの余裕高を見ることによってダム一つが不必要になるという規模になっていきますので、まだ未だに去年のトラウマを引きずっているのですが、そういう意味でなかなか考え方が難しいと思います。地域・場所によってはこれでは納得できない、しない地域もあるのではないかなと、余計な心配かもわかりませんが、思った次第でございます。

#### 会長

はい、どうぞ。

#### 委員

この高尾ダムができることによって余裕高は1.2mがどのぐらいの高さに上がるわけですか。

#### 事務局

高尾ダムができていない今の状態では、例えばこの計画で考えています1/100確率の流量を流した場合は、堤防の満杯ぎりぎりまで水位が上がるだろうという試算をしております。高尾ダムができましたらこれは計画どおりで流れるということで、河整4の上の横断図に描いていますH.W.Lのラインより下で流すことが可能になると考えております。

#### 会長

H.W.Lからどのぐらい余裕があるかということですね。ですから、4ページの図5に書いているH.W.L内におさまるといふことであつたと思います。

#### 事務局

説明が不十分でしたが、もともとの計画は高尾ダム全部できればその余裕高1.2mが

残せた状況で流せる、それが河整 4 の上の図 5 のところになっております。現時点では、その余裕高 1.2m というその部分を使わないと 1 / 100 の降雨に対しては流すことができないということになっています。

委員

わかりました。この文章は一般の方にはわかりにくいですが、高尾ダムが整備されれば 1.2m の余裕高になっているわけですね。

事務局

はい。

会長

よろしいでしょうか。私のほうから二つあります。

河整 4 の「河道内で流下させる」や、委員の御質問と関係してくるのですが、河整 11 の「現時点で改善措置の必要性はないと考える」とあります。行政としてはせっかく工事をやりになったのでその効果はあったのだということを強調されたいと思うのですが、これもある条件の下で必要ない、ある条件の下で流下できるということです。例えば流木が来た場合など、いろんな現象が現実起きてくるわけでありまして、今後何か御計画をされる時も含め、こういう断定的な表現でいいのかどうか、これが住民の、安全ではなくて安心感のほうにもうよいと言っているのではないかというようなことになりかねないかと危惧しております。それが一つです。

二つ目は河整 11、事業評価のあり方改善等というので、1番～5番まで書かれております。これは大変いいことありますので、このここで書かれた、「取り組んでいく」、「必要である」、「継続していく」ということが今後県の中でどのような形で残されていくのか、あるいは次の計画に活用されていくのかという仕組み、むしろ技術企画課のほうの担当になるかもわかりませんが、せっかくここで御指摘されていることが次に生かされていく仕組み、これをどう考えておられるのかということ、この二つについて教えていただけますでしょうか。

事務局

一つ目の質問ですけれども、確かに断定的な表現は行き過ぎかと思いますが、昔に比べると格段に安全度が上がり、住民の方の安心感もかなりのレベルまで向上したと考えております。このレベルまでいったん今上げたわけですけれども、今すぐに、例えば高尾ダムをつくるというようなことをする場合は、この時点でほかの県下の河川と優先度を比べたとき、そういったことを評価したときに、優先度は少し落ちるというようなことを踏まえ

まして、当面はこの状況でよいと考え記載しております。そういう意味では表現がきつかったかとは思いますが。

会長

ですから、当面はという県全体のバランスを考えた御発言の表現と新湊川流域にお住まいの住民にとってのこの文章の受け取り方というのは少し変わってくるのではないかと思いますので、これは要望ですが、何か文言がもう少しやわらかくなればいいのではないかという気がいたします。

委員

現行では満杯であるから、高尾ダムを整備することによって1.2mの余裕高を持ちたいというように言わなければならないのではないのでしょうか。

会長

そうですね。

事務局

河整 11の先ほど会長からお話がありましたこの五つの改善等についての県としての考え方でございますが、それぞれ取り組みを既にやっている所もあれば、これからこれらを活かしていかなければならない項目等もあろうかと思っています。

(2)の段階的な目標設定ということについては、河川事業の場合は特にそうなのですが、事業期間が長く50年といった分もございますので、もう既にこの公共審でも、基本的には、段階的に10年ぐらいのタームでどういう効果を目標に今後事業を進めていくのかといったことを取り入れておりますし、今後さらに、そのタームが長い事業についての目標設定等を明確に県民等にも御説明しPRもした上で、事業の推進を図っていきたいというようなことも考えてございます。

この(3)住民の満足度の把握なり意識啓発というのも今後我々県土としましては非常に重要なことだと思っています。先ほど委員からも御指摘ありましたが、ハード面での安全性の向上、これに対してのPRをもっときっちりやっていかなければならない。ただし、それによって安全性を過信されては困るということでもありますので、その辺は、絶対ではないという形での意識啓発ということと両輪で合わせてやっていく必要があるかと思っています。今後それらを具体的にどのような形で県民に御理解なり周知していくのかということについては、今後より検討し、できるだけ早くそのような方向で進めていければと考えております。簡単ですが以上です。

会長

新湊川は特にこの河川整備事業はかなり先駆的な取り組みが行われて非常に多様で効果があると思っているのですけれども、その新湊川で得られたような取り組みの方法というのを、よりほかのところにも展開していくようなものができればいいのではないかと考えております。

他にございませんでしょうか。それではどうもありがとうございました。これは報告という形で承りたいと思います。

## (2) 海岸事業(事後評価)について説明、質疑

### 報告案件2 海岸事業 津居山港海岸気比地区

会長

それでは引き続きまして、事後評価の報告で海岸事業に入ります。担当課長より御説明よろしく願いいたします。

事務局

私のほうから津居山港海岸気比地区、海岸環境整備事業の事後評価について御説明いたします。

お手元の資料の海岸 1を御覧ください。まず事業目的ですがこの海岸は海水浴場として多数の観光客が訪れる重要な観光資源でございますが、昭和40年代から1年間に平均1~2mという汀線の後退が生じておりました。このため海岸の侵食を防止し、砂浜の安定化を図るとともに但馬海岸の恵まれた自然環境を生かした海洋性レクリエーション空間を創出することを目的として事業を行いました。

事業内容でございますが、下の事業概要図を御覧ください。離岸堤(潜堤)と申しますのはこの図面にありますように海岸に平行して設ける堤でございますが、潜堤としておりますのは海面の下にその堤があり、陸岸からはそのものが見えないような状態の堤でございます。それが2基、突堤1基、それから護岸遊歩道を整備する事業を行いました。

海岸 2を御覧ください。事業を取り巻く社会経済情勢等の変化でございます。平成4年当初は、この海岸環境の整備事業と合わせまして豊岡市が研修センター、スポーツドーム等のレクリエーション施設を整備する予定としておりましたが、豊岡市の財政状況の厳しさ等によってその整備は取りやめになりました。

また平成11年度に海岸法が改正されまして、海岸事業の中においても環境に配慮した事業実施が強く求められたということもございまして、この事業におきましても護岸突堤

等による海浜部の工事着手に当たりまして、地元住民等の意見を踏まえて人工的な構造物により構成される護岸整備は最小限にとどめるとともに、養浜など人間の手を加えないでできるだけ自然の養浜作用を活用するというように改めまして、施設整備を行いました。

まず事業効果の発現の状況について御説明いたします。まず直接効果の一点目は砂浜の安定化です。海岸 2 の写真の整備前と整備後の比較、それから海岸 3 の汀線の経年変化のグラフを御覧いただきたいと思っております。離岸堤を整備することによりまして海岸線に達する波を減衰し海岸の侵食を防止することができました。その結果、海流に伴う漂砂による自然の養浜作用により、この写真にございますように、砂浜が回復してきたことから人工的な養浜工事は取りやめました。現在写真に見ていただくように、砂浜は昭和40年代の水準まで回復をしており、事業費・維持費を縮減することができました。

次に海岸 3 を御覧ください。直接効果の二点目、レクリエーション効果です。このレクリエーション効果につきましては、利用者アンケートによって海水浴客の満足度によって効果を確認いたしました。

海岸 4 を御覧ください。まずアンケートでお聞きしたのは、砂浜の広さです。砂浜の広さにつきましては不満は2%、満足度は60%と高かった状況です。次に眺望については不満はなく満足度は70%でございます。遊歩道につきましては有効回答数が少なく遊歩道があることが余り認識されていない状況でございました。今後の気比の浜海水浴場の利用の意向ですが、今後も利用したいという人が8割以上を占め、満足度は高い状況です。

次の海岸 5 をお聞きください。またそのアンケート調査の中に昭和60年代と比べてという意見がございまして、昭和60年代から平成初頭に比べて砂浜が広がったという意見など、当該事業による効果を評価する意見が多かったところでございます。

結論でございますが、このレクリエーション効果についての評価ですが、砂浜の広さや眺望についての満足度は高く今後も利用したいという人が8割以上を占めるなど良好な海洋性レクリエーション空間を創出できたと推察しております。

次に間接効果といたしまして、観光振興等地域活性化への寄与でございます。アンケート調査によりますと、県内各地域や県外、特に大阪府からの来訪者の占める割合が高うございました。また城崎温泉等の周辺観光施設と合わせて気比の浜海水浴場に訪れる人も多く、地域の観光振興・活性化へ寄与しているところだと思っております。

次に海岸 6 です。まず特徴的な取り組みとして海岸に自生するスナビキソウ等の貴重種の植物を環境学習の一環として地元小学生も参加して、工事の際に隣接地に移植するなど、環境に配慮して事業を実施してまいりました。事業完了後も引き続いて地元小学生が

気比の浜の植物の観察や海岸の清掃活動をするなど良好な環境の維持に取り組んでおります。

次に改善措置の必要性ですが、アンケート調査結果でも高い満足度が得られていること、また、砂浜が回復していることから、施設の改善について特段の措置は必要はないと考えております。しかしながら海水浴客は砂浜の回復後も減少が続いておりまして、豊岡市と連携しながら城崎温泉や山陰海岸ジオパークの代表的な拠点である玄武洞等も合わせた観光周遊ルートをPRいたしまして、海水浴客の増加に取り組む必要があると考えております。

最後に同種事業の計画・調査・事業実施のあり方、事業評価手法の改善等についてですが、砂浜の回復につきましては離岸堤・突堤の整備により侵食を防ぐとともに、自然の養浜作用を活用いたしまして、養浜工事にかかるコストを縮減しながら十分な事業効果を発揮することができたと考えております。今後は砂浜の状況については、引き続き経過観察を続けその効果検証を行い、検証結果を自然の回復力を生かした海岸整備に活用していきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

会長

どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして御質問・御意見等ございませんでしょうか。どうぞ。

委員

砂浜が回復したことは非常に結構なことであると思うのですが、最後のところで海水浴客が回復後も激減しております。これは、全国的な傾向でこのようなことなのか、やはり何か構造的に問題があるのでしょうか。海水浴場を選択した理由の「その他」で人が多過ぎないという意見が多いのですが、混むのがよいとは思わないですが全国的に海水浴客というのが少ないのか、せっかく回復したのでたくさんの方に利用していただいたほうがいいと思いますので、その辺の原因について何かお考えになっていることはございますでしょうか。

事務局

まず海水浴客数につきましては、全県で見ますと平成元年度と平成21年度を比較しますと、全県で7割に減ってございます。特に減り方が大きいのは香住海岸、気比の浜、新舞子海岸、松江海岸、それから洲本市の大浜海岸と比較的都市部から遠い海岸が非常に減っております。一方須磨海岸が7割ぐらいで、そこは非常に利用者が多いことから全県が

7割とほぼ同じぐらいの数字でございます。しかしながら、離れていても比較的海水浴客の減り方が少ないのが慶野松原海岸、ここは須磨海岸と同じ6割程度ということでございます。

これは全国的に海水浴というのは日本人の海上レジャーの中では、プールなどといったところに比較的人が行き、また、タイとか東南アジアなどの海水浴場といったリゾート地として恵まれている海外のほうが非常に行きやすくなっているということで、そちらのほうに行っているのではと思っております。

今後の方向としては、先ほども言いましたように、海水浴だけに来ていただくのではなく、山陰海岸ジオパークということで、ほかの山陰海岸を見ていただきながら海水浴というよりも、むしろ自然を見ていただくということで、豊岡市とともに観光の周遊ルートとしての一つとしてPRしていこうと考えてございます。

会長

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

委員

砂浜の回復について海岸 3のところでお話していただきたいのですが、真ん中に養浜計画を見直していったということで、順調に砂浜が回復しているので養浜を今はゼロにされているということなのですが、まず養浜の単位ですけれどもこれは $m^2$ でふつうはあらわすのでしょうか。

$m^3$ ではなくて $m^2$ なのかということをお聞きして感じたのはなぜかと言いますと、回復状況のグラフがございまして、この汀線の距離で、これは測線AとBでモニタリングされているのですが、ほかにはもう測線はないのでしょうか。その上の図面を見ますと縦線がありますので、そこで深浅測量をしているのではないかと思ったのですが、たまたまAとBという測線で見えてしまいますと、例えばA点はトンボ口地形の頂点をとらえてしまっており、過剰に養浜を評価してしまうことになるので、本来であればボリュームで評価していただいたほうが、あるいは平均的な汀線距離のようなもので評価していただければ、どれだけ養浜で稼ぎ、どれだけ自然で失われていないかあるいは稼いでいるのかということが出るような気がします。これであれば養浜効果がどれだけありだから養浜をしなくていいという判断ができるのかと思うのですが、その辺をマスバランスで考え養浜計画を立てていただいたほうがよいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局

まず一点目の養浜の数量については、海岸事業ではどれだけのエリアに砂を入れるかと

ということで、まず設計する場合には当然投入量でやるのですが、エリアとして表示している例が多いです。ただエリアが狭い場合については量で表示していますけども、ふつうは養浜の面積として表示をしております。

それと測線の関係でございますが、図面で薄い青線で示しているところ、これはすべて測線でございます。その測線の中で二つ代表的なところをAとBといたしました。Aにつきましては、先ほど御指摘のありましたように砂浜が前に大きく飛び出ている部分、Bの部分は近年そのラインが三つとも比較的变化が生じていないところ、そこを二つ代表点を選んでグラフ化いたしました。

従いまして総体的に測線を見ておりますので、最後に言いました養浜の必要ないということは全体的に見て、砂浜が回復しているということを判断いたしまして取りやめてございます。

会長

はい、よろしいでしょうか。

委員

ですから、もう今は平衡しているということですか。

事務局

そうです。

委員

はい、ありがとうございました。

会長

ほかにございませんでしょうか。特に自然の力を利用して養浜が行われるというのは非常に貴重なデータだと思いますので、もしジオパークの関連で一つの拠点形成とするならば、海岸工学の成果によってという少し大げさになるかも知れませんが、自然の力を利用して砂浜が回復できたということは一つのPRポイントになるのではと思っておりますので、またそちらのほうも活用していただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。それでは海岸事業についての御報告はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

( 休 憩 )

( 3 ) 優良建築物等整備事業(事後評価)について説明、質疑

会長

それでは全員おそろいのごさいますので引き続きまして優良建築物等整備事業に入ります。担当課長より御説明よろしくお願ひ申し上げます。

事務局

私のほうからは、加古川駅南西Cブロック地区優良建築物等整備事業の事後評価について報告させていただきます。まず余り馴じみのない事業かと思ひますので、制度概要から説明をさせていただきます。

評価調書の最後のページですが、参考資料の1ページをお願ひします。優良建築物等整備事業の概要と書いてある資料でございます。

一言で申しますと、この事業は権利者の合意の下に建築物の共同化を行う事業でございます、事業の仕組みや補助の内容等は、市街地再開発事業と非常によく似ております。ただし、都市計画決定や事業認可というような法的な手続は不要でございます、いわば任意の再開発と言えるようなものでございます。

評価調書の市街地 1をお願ひします。事業主体は民間事業者でございます。所在地は加古川市加古川町篠原町、事業目的は新規評価時点と同じでございますが、低層木造住宅が密集していた住商混在地におきまして敷地の共同化、耐火建築物の建設を行い、防災機能を向上させますとともに、都市計画道路篠原西線の用地確保、歩道状公開空地の整備等によりまして安全・安心で快適なまちづくりを目指して事業を実施しました。

事業内容は記載のとおりでございます、RC造地上14階建て一階に店舗、二階以上に住宅152戸の整備を行っております。事業期間、事業費ともに当初の予定とおりでございます。

次に事業を取り巻く社会経済情勢の変化でございますが、加古川駅周辺におきましては、表に記載の都市基盤整備事業が進められておりまして、この地区であります加古川駅の南西地区におきましては駅南広場に連続する篠原西線、ハッチをかけている道路ですが、この拡幅整備が求められているという状況でございます。

市街地 2をお願ひします。事業効果の発現状況の直接効果の一つ目は安全・安心に関する内容でございます。従前は上の図のように低層の木造老朽家屋が密集しておりましたが、下の図のように敷地を共同化して耐火建築物を建設し、駅前にふさわしい土地の高度利用を行いました。また敷地南側と東側では都市計画道路篠原西線と東側の道路の用地を

生み出して加古川市に売却をしております。整備は市が行っております。さらに敷地内におきましては、建物周囲にこの薄いオレンジ色で示しております歩道状公開空地を整備し、安全な歩行者空間を確保しております。

市街地 3 をお願いします。事後評価のために市が行いました事業区域周囲の市民を対象に行ったアンケート調査でございます。通行の安全性に関して「よくなった」という意見が過半を占めております。事業効果の2番目は快適・ゆとりに関する内容でございます。歩行者空間の整備に関しての市民の評価は「歩行者空間が広がって歩きやすくなった」という人が9割近くになり、歩道の植栽に関しましても6割以上の方が「緑がふえて快適になった」と評価しております。

3番目は地域の活性化に関する内容でございます。グラフに示しておりますように、この事業の実施によりまして、定住人口・世帯数が増加しております。建物一階には4ページの上のほうに記載しておりますピンク色のところですが、沿道型の店舗を配置してございます。

4番目は地域ニーズに関する内容でございます。152戸の住宅を整備いたしました但し工事完了までにすべて完売いたしました。ただ、一階の店舗につきましては物販店ではないということもありまして、アンケート結果を見ますと利用したことがないという回答が多くなっております。

市街地 5 をお願いします。5番目の投資効果でございますが、実績を基に算定し直しました結果B/Cは1.6となっております、国の基準1.0を満たした結果となっております。

市街地 6 をお願いします。続きまして事業の間接的な効果ですが、加古川駅南西地区では、全体を4ブロックに分けまして、西からA、B、C、Dと区域に名前をつけております。順次優良建築物等整備事業と篠原西線の整備を予定しております。今回このCブロックが完成しましたことによりまして、アンケート結果にもありますように、次のA、Bブロックへの段階的整備のきっかけになるのではないかと期待を持っているところでございます。市街地 6 の下段、事業実施による周辺環境への影響でございますが、アンケート結果を見ますと、利便性や駅前の新しい顔の創出といった項目で高い評価が得られております。

また、次の市街地 7 の上段に記載のとおり、当事業地区の周りでは路線価格が上昇しております。市街地 7 の下段の特徴的な取り組みでございますが、通常開発許可で求められる面積の2倍の面積の公園を整備したり、市街地 8 に記載のとおり管理組合により

ましてさまざまな取り組みが行われて、地域のコミュニティ形成にも寄与しているところでございます。

最後に中ほどの改善措置の必要性と同種事業のあり方でございますが、本事業は加古川駅南西地区のまちづくりの先導的な事業として、十分な事業効果を発揮したと考えております。ただ今後地区の西側のAブロック・Bブロックを引き続いてやっていく必要がございますので、こういった整備につなげていくことが必要であろうかと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

会長

どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして何か御意見・御質問ございましたらどうぞよろしく申し上げます。どなたかございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員

市街地 4の沿道型店舗の整備というところで、商業床の整備状況というところが挙がっているのですが、これの不動産売買・賃貸もまちのにぎわいに資するかとかということが気になりました。このあたりのところについて、市街地 6のCブロックの整備による加古川南西地区のまちづくりのイメージのところ、一番下に「町のにぎわいと活気があらわれつつある」というところでは「そう思う」というのが1/4ほどしかおられないというのがあります。どのようなものが入るか当初はわからなく、結果としてこういった路面商業床になっているわけですが、どんなテナントが入るかについては、ただ募集をかけての結果なのか、当初はもう少し繁華な店舗も入る予定だったのか、もしそういった運営の点のことがおわかりでしたら教えていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

事務局

ここは地形的な状況がわかりにくいのですが、駅の正面にずい分昔に再開発事業でやりましたデパートが建っておりまして、そこから西へ行きますと、工場跡地を使ったニッケパークタウンというショッピングセンターがございます。その両側を、沿道型の商店でつないで活気を持たせたいという思いがありまして、こういったマンションを建てる場合も一階は店舗にさせていただくほうがよいということで指導しております。

ですから、本当は物販店が入ると一番よかったのだと思います。ところが公募した結果、こういう結果になったということでございます。

委員

ありがとうございました。公募の結果と言われましたが、私自身もこの建物そのもの

ではないのですが、駅にお邪魔したことがありましたので、どちらかという、商店街の方に入って行くほうがより繁華な感じがしました。ただ、防災上の関係でこのような形になったのであれば仕方ありませんけれども、賑やかさにつながるものは入らなかったことは、当初の予定したものとは大分違うことが残念です。B / Cのようなものなど、当初の予定のものとはもしかしたら違うのではないかなという印象を持っているのですが、そのあたりはいかがですか。

#### 事務局

御指摘のとおりの結果が、アンケート結果にあらわれていると思っております。先ほどおっしゃったように、まちのにぎわいや活気につながらなかったことが反省点でございます。

#### 委員

それは結果なのでそれは仕方がないのですが、そこで申し上げたいのは、このたびこういう結果が出て、当初予定したB / Cとの違いが出たことを次のプロジェクトに対して何らかの形で生かす手だてというのがあるかどうかの一つ教えていただきたいところです。

最初に御説明があったような優良建物等整備事業という形ではなかったかと思えますけれども、審査はもう既に終わってしまっただけですが、過去の幾つかの案件においても当初はこうなるという形でやったものが実現されなかった場合、その反省データのようなものがどんな形で蓄積され、次の審査案件につなげられているのかについて、少し枠組みがあれば教えていただけますでしょうか。

#### 事務局

これが思った結果にならなかったとまで厳しい評価をいただくものなのか、一応はできたという評価をさせていただくものなのかということもあるのですが、こういった反省はできれば次の公募の仕方など、そういったものにつなげていくよう指導していかなければならないとは思っております。そうかといひまして、公募の結果、物販が来なかった場合どうするかといった問題もありまして、例えばよくあるのが、再開発ビルの中に医療系のゾーンを集めてこようと思ったが、なかなか思うようにならなかったとかいう結果もあります。

ですからゾーンがもともとの計画どおりにならなかったときには、民間事業ですので、ある程度はやむを得ないこともあるのではないかとはいいつつも、反省は生かして指導にはつなげていかなければと思います。

#### 委員

基本的にはそれでよいかと思うのですけれども、昨今の状況ですと予定したことができなかったことに対して、どこでチェックを入れるのかなかなか難しい部分があるのですが、過去にも新たな建物を建てたときに、そこに思うものが入らなかったり、かすかな記憶でございますけども結局テナントが入らなかったから予定を中止したのものもあるわけです。

そこから推測できるのは、当初において例えば医療系のテナントを集めようとするとか、あるいは繁華になると想定されるテナントに入っていただくというプランニング自体の、少し厳しい言い方をすれば、ある意味の甘さ、逆に言えばマーケティングを余りしないでプランニングを立てることがあるのではないのでしょうか。そのマーケティングなり事前調査なり計画の厳しさに関して、審査させていただいた側としたら「大丈夫ですか」と聞いたら「大丈夫です」というお話を私どもは承らせていただいているので、逆に言えば、今回この結果を出したことにに関してどういった点を事前調査の際に、私どもが切り込めば、プランニングをする側としたら、こういった残念な結果にならないで済むとお思いですか。

あるいはそういう意味で言えば、例えば調査会社なりコンサルを入れてきっちりとマーケティング調査をし、ここであるような形のイメージの変化に対する市民のアンケート、逆に言えば事前の段階でこういったアンケートをしていれば果たしてどうかということですね。

事前の場合はどちらかと言いましたら、県の方は「行けるんだ」と多々御披露していただき、ではそれをサポートするデータがどれだけ上がっているかということに関して「大丈夫ですか」と聞いたら「大丈夫です」と言われるので、こちらも基本的に善意でお尋ねして、そのお言葉を信じ、審査する側はオーケーと申し上げているわけです。

しかしながら、出てきた結果がこうだったということに関し、残念なので次からは気をつけましょうということになっているわけですが、次からはどうしますかということで、今私が具体例で申し上げましたけども、例えば事前のアンケートをするなり、事前の住民の方に聞き取りをするなりということが、こういったプランニングをする際に心がけるようなお心づもりが、例えば県の企画としておありかということを知りたい、そういうことです。

#### 事務局

商業スペースや住宅供給で、量がまとまった大きい場合のときには当然そういうことをこれまでもやっておりますし、逆に言いますと、テナントとなる場所と事前に契約できるぐらいのところまで話を詰めてからその建物をつくるということをやっておりますので、一般的にはこういった結果にはなりません。

ただ今回の場合は、それほど商業スペースが多くなかったということで、多分そこまではやらずにやっていると思います。今後もここで例えばAブロック、Bブロックについて同じように、沿道型の店舗を一階に入れていきたいと市のほうは考えているわけですが、本当にそれが大丈夫なのかどうなのかということは、事前に店舗を探すぐらいのことも必要であるのではと考えております。

#### 委員

ありがとうございます。というのは、地域の詳細な雰囲気を知っているだけに、逆に言えばあれだけの人口であれだけの駅前商店街があのような形で整備され、駅前商店街の中のテナントの入りぐあいや公共施設がその商業施設のビルの中に入っているような状況からかんがみて、あちらの方向に果たして店ができるかというようなことについて、多分地元で住んでいる人間であればどうかと思うことがあるのではと思います。

逆に言えば、繁華なものが入るというアプローチではなく、むしろ地元調査をして全然違うものを入れるという発想も場合によったらあり、その場合には、例えばこういった優良建築物でその上に住宅を建てるようなケースが仮にあったとしても、もう少し地域の方の声をお聞きになるという機会を設けられ、それを全面的に実現するのではなく、それを考慮しながら、ただ商業テナントと言えるものをつくり、ふたを開けてみると入ったのは不動産業ということではない形、もう少し踏み込めば保育所をつくるなど、地元ニーズをもう少し掘り下げれば違ったアプローチができるのではないのでしょうか。

昨今、ワークライフバランスということで、駅前保育所云々ということもあるのに、介護施設でもよいのですが、そういったニーズに多分耳を傾けるチャンスがなく、市役所に行くあるいは地域に行くと全く違ったアプローチがあったかと思います。

全く違う発想でこういった建物ができれば、むしろ地域の人によりウエルカムされ、物ができるのではないかと、だから少し発想を変えて事前マーケティングや事前地域意識調査や事前ニーズというものがあるともっと違う声も出てきたのではないかと気がするので、あえて申し上げさせていただきました。

#### 会長

はい、ありがとうございました。

どうぞ。

#### 委員

ここにありますように、計画をつくりそして共同施設整備により公園などをつくりこの事業が終わっているような感じがします。

だから本当はこのような事業実施を前提にして、市が大所高所に立って当該地域に適した全体像を構想し、住民を指導し協力を得て物事をつくり上げていく、そういう力を発揮していただかなければならないと思います。

そういう意味ではそこへ県と市とが緊密に協力し相談していくことが大切だと思います。

それで前からこれ申し上げてもいるのですが、最後の参考資料 - 1 のところにもありますが、事業費が都市整備や共同施設整備というものに使われるわけであり、ここにどの程度の面積の公園ができたかなど、一覧で出すべきではないでしょうか。公費がどのように使われているかということを示していかなければいけないのではないかなということを示し上げてきているのです。もしできればそういうことをわかりやすくこの審査会でも示していく、そういうルールにしておいていただければよいと思います。

会長

そうですね。

委員

この公園はこのぐらいの事業費でできましたといったようなことがこれからいろいろ議論になってくるのではないかと思います。

会長

ありがとうございました。

事務局

先ほどの両委員の御指摘もごもっともでございますが、少し補足で説明をさせていただきますと、市街地 1 のところの表と図でございますが、ここの地区は御承知のように連続立体交差事業、駅北側の土地区画整理事業、この北東の駅前広場、また南側のこういった再開発事業とともにこの地域全体をどのように活性化していくのかという検討の中で出てきている事業で、どちらか言いますとこのA、B、C、Dブロックにつきましては、今申しましたような公共事業とは別の任意の事業で行っていくということで、長らく懸案になっていたところでございます。

そういう意味でA、B、C、Dと四つのブロックに分けて任意の再開発的な手法をもちいてやろうとしていたところでございまして、先ほどから説明がありますように、店舗等は再開発ビルや西側のそういった大規模ショッピングセンターにございますし、また医療といった集積はこの駅ビルの地下一階の部分にございまして、なかなか思うような店舗が張りつけられなかったという状況でございまして、結果としてこうなっております。できるだけこの篠原西線沿いに既存の店舗もございまして、我々としてはそういった店舗を

核として入っていただきたいと思っております。

ここのCブロックに関しましては、もともと木造の住宅がほとんどでして、従前のそういった店舗がほとんどなく、あったとしても空き家だったということもありまして、店舗を呼んで、新たに誘致するに於いての結果としてこうなったということでございます。

今後委員がおっしゃいましたように、市の方といろいろ市民の意見も聞きながら、子育ての施設や介護施設等の誘致も図っていきたいと考えております。

それから委員の方から御指摘のありました点でございますが、こちらの市街地 2の図でございます西側の公園、これは通常の再開発事業ですとこういった区域の中で公園も合わせて整備するというところでございますが、これは任意の再開発と先ほど申しましたようになっておりまして、あくまでもこの優良建築物等整備事業の事業区域はこの公園の東側、この大きな一点鎖線で囲んだ区域でございます、それを開発するについては開発許可をとっておりまして、その段階でこの公園区域も含めて開発許可をとりその提供公園としたというものでございます。従来ですと、おっしゃいますように一体となって再開発事業として行うべき内容でございます。

それから参考資料 1にありますように、その事業費が実際何に当てられたのかを示すべきだということは、もちろんおっしゃるとおりで、必要であればまた後ほど御報告いたしますのでよろしく申し上げます。

会長

どうもありがとうございました。県の方から総括的な回答をいただきました。今回のCブロックだけの成果と、それからA B C Dを合わせたようないわゆる都市計画に相当するような広い面積の計画というものと二つの視点の中でまず一つが完成したということでもありますので、こちらの市街地 8に書かれておりますような改善等のところではありますが、こういうものが加古川市の方に伝えられるような仕組みがあれば、一つその問題は解決できるのではと思っておりますので、ぜひとも都市計画的な広い視点でものを見ていくあるいは長期的に見ていくということが必要であると思っております。

それから費用の点に関しまして参考資料 1がありますが、公共事業投資の再開発あるいは費用のことに皆さん気を使っておられますので、ぜひともこういうもので県の1/6がどのような形で実質的に使われたのかということに関して、資料提供をいただけるようであれば、ぜひともいただくことが委員の方にも御理解の促進にもなると思いますので、今後何とぞそのような視点で資料を出していただければと思っております。

( 4 ) 漁港漁村整備事業(事後評価)について説明、質疑

報告案件 4 漁港漁村整備事業 浜坂漁港

会長

それでは最後になります。漁港漁村整備事業につきまして御説明をよろしくお願ひいたします。

事務局

浜坂漁港の修築事業について御説明いたします。漁港漁村 1 の事業概要ですが、事業実施箇所は新温泉町芦屋、事業主体は兵庫県です。事業目的は冬季の荒天時には漁船の入出港に危険を伴う場合が多く、港内の静穏度も十分でなかったことから、波の侵入を防ぐ防波堤などの整備を行い、漁業活動の円滑化、安全性の向上を図ろうというものでございます。

それから事業内容及び事業費ですが、整備した施設は防波堤などで漁港漁村 2 の図面の赤色と黄色で着色した箇所でございます。事業期間は平成 6 年度から 17 年度までで、計画時の総事業費 62 億円に対して実績は 53 億円となっております。

事業を取り巻く社会経済状況等の変化ですが、「1 浜坂漁港を取り巻く状況」として本事業によりまして、荒天時の漁船の入出港の安全が向上し、近接する漁港の陸揚機能を集約しました陸揚流通拠点漁港となっております。

浜坂漁港では主要な沖合底びき網漁業のほかイカ釣り漁業、採貝藻漁業などが営まれております。調書にありますように、事業の始まった平成 6 年度以降、沖合底びきの陸揚げ量は増加しております。

2 の「事業内容の変更」は、防波堤の延長で、調書右下の平面図にございますように、当初は(ア)東外防波堤(新設)と(イ)内港東防波堤(改良)で港内静穏度を確保する計画でしたが、防波堤整備の効果発現状況や漁業者の意見・御要望を踏まえまして、(ア)東外防波堤(新設)の延長を短くし、そのかわり(ウ)内防波堤(新設)を追加することで、静穏度を確保しました。その結果、一定の港内静穏度が確保できましたため、(エ)東防波堤(改良)を取りやめ、以上によりまして、防波堤の延長が 630m から 360m となり、事業費が約 9 億円減少いたしました。

次に事業効果の発現状況ですが、漁港漁村 3 を御覧ください。直接効果としまして、「1 冬季操業日数の増加」を挙げております。で荒天時におきます操業不能日数の算定のために中段の表のように 11 月から 3 月までの冬季の操業記録を調べました。その

結果、操業しなかった日数（cの欄）から、正月休みやズワイガニの解禁前の二日間の休漁日（dの欄）を引いた日数を荒天による操業不能日数としました。これによりますと、平成6年度では27日あったのが、平成20年度では10日と約3分の1になっております。

また、表の最下段の荒天操業不能日における推定波高については、で各年度におきま  
す波浪状況を整理しております。平成6年度の操業不能日数が27日であることから、そのときの波高は約2.2mと推定されます。それに対しまして、平成20年度は10日ですので、波高は3.5m程度と推測されまして、より波の高いときでも操業は可能になったのではないかと考えております。

次に、操業日数が増えましたことによる生産金額の増加を試算したものが、次のページの  
でございます。操業可能な波高が2.2mから3.5mに向上したということで、平成20年度の気象条件・波浪条件でどれだけ操業日数が増え生産金額が増えたかを計算したものが④～⑥で、結果年間約1.8億円増加したと試算されます。

さらに2の「漁業就労環境の向上」としましては、浜坂漁業協同組合から⑦～⑨までの意見をいただいております。また漁業組合員一人当たりの年間生産金額が⑩の表のように増加傾向にあり、漁家の生活安定にも寄与しているものと考えております。

次に間接効果としまして、「地域経済への貢献」を挙げております。漁港整備によりまして、水産物の安定供給が図られ、その水産物に関連したイベントや周辺施設との連携による観光振興など、地域経済に貢献しているのではないかと考えております。

その次ですが、「事業実施による周辺環境への影響」です。考えられる影響としまして潮流の変化や地形の変化などがございますが、隣接する海水浴場では平成6年度以降、水質ランクA以上を維持しておりますし、大きな地形変化もないということで、事業による影響は軽微ではないかと判断しております。

改善措置の必要性につきましては、事業目的でございます漁業の円滑化、安全性の向上などが図られているということで特段の改善の必要性はないのではないかと考えております。

それから「同種事業である計画の事業実施のあり方」ですが、今後漁業者の減少や高齢化が一層進むと思われま  
す。そのような状況の中で、漁港整備については漁港機能の集約化やより整備効果が高まる事業展開をしていく必要があると考えております。合わせて本来の漁港機能以外にも、水産環境を向上させる機能や、集客機能といった機能を持たせまして、地域力の保持・向上を図っていくことも必要かと思われま  
す。以上で説明を終わらせていただきます。

会長

どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして御質問御意見等ございましたらどうぞよろしくお願いたします。どうぞ。

委員

東北に何度も行っているときに、漁港が本当に壊滅的な被害を受けていますが、この辺は津波や今後の災害については何か想定されることはないのでしょうか。

事務局

地域防災計画というものがございまして、御存じのように瀬戸内海から太平洋側のほうは南海地震ということでマグニチュード8.4の地震を想定した地域防災計画、日本海側のほう余り大きくないのですけども考えられる地震ということで、確かマグニチュード7程度だったと思うのですが、津波を想定してございまして、地域防災計画で予防措置などを行っていかうとしております。

津波を防ぐためには防潮堤をつくっているのですけども、今のところ日本海側のその想定が来た場合は、現在の防潮堤の高さで足りるということになっております。ただちょっと太平洋側のほうは一部足りないところがありますけども、日本海側では今そのような地域防災計画になってございます。

委員

ありがとうございます。今東北ですごく問題になっているのは、冷凍工場や加工工場などの生産工場がかなり被害を受け、この辺はどのような状況なのでしょうか。ここの漁港に関しては、水揚げしてそのまま運ぶということなのでしょうか。生産・加工場や冷凍庫とかというようなものもここにあるのですか。

事務局

はい、ございます。ですので、鮮魚の状態で出せるものは鮮魚で出していき、加工しなければならぬものについては加工をしていかうということで、加工や冷凍で出しているものもあると聞いております。

委員

ありがとうございます。今後どのような災害があるのか、日本海側ではないのかと思っておりましたが、この間伊根のほうに行きましたときに、大分高いところにある神社に、1400年前にここまで水が来たという石碑が立っており、やはり1000年に一回ぐらいはものすごい水害があるのだらうと思ってお聞きしました。

会長

今のところの方針として、1000年に一程度についてはやはりソフトに頼らざるを得ないということになっているようであります。

それに関連して私のほうから一つ、用地3, 940㎡とありますが、これは一体何に使われているのでしょうか。

事務局

当時係留施設の不足ということで、そのときは漁船の給油施設のような利用の仕方を考えておりました。ただ実際の利用としましては、この港をつくるためのコンクリートブロックやケーソンなどをつくる、そういう製作ヤードとして利用をしております。現在もその土地は、主に国の事業の漁礁整備のブロックヤードとして利活用されておまして、今後そういった工事用の資材等の役目が終わりましたら、本来の目的に沿いまして、漁業組合などと協議しながら給油施設でいいのかほかの使い方のほうがより効果的なのか、そのあたりを決めていきたいと思っております。

会長

それはいつごろまでに決めるなどの制約や計画はないのですか。

事務局

今のところございません。今の漁礁整備が終わり次第ということでやっています。

会長

以前ここで審査させていただきました室津の場合には、用地の利用の案が多く出てきて、その調整に困ったということも出ておりましたけれども、こちらではそういうことはないのでしょうか。

事務局

今のところ室津にありましたカキの加工場のような取り合いのような状況にはなっておりません。

会長

そうですか。より効率的な活用が望まれると思いますので、どうぞよろしく願います。ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

委員

漁港漁村 3の波のデータについてお聞きしたいのですが、まず平均操業不能日数に対する推定波高というのは、これは波の統計データからその日数に相当する沖波の波高を推定されている。

事務局

そうです。

委員

そのときに下の各年度における波浪出現状況のデータを見ますと、何となく経年的に波高が増加している、風浪が大型化しているようにも見えるのですが、特に2.5m～3.5mの日数がふえております。そうしますと上の推定波高、これは各年度の統計データから推定されたのでしょうか。

事務局

はい、各年度の鳥取港と一部柴山港のデータも入っていますが、その年の波浪の出現の累積分布で、それぞれここに書いております3m以上の分が何回出てきたということで、2時間に一回観測していますので、その午前6時の分でその出現の波高を分類したということにしております。

委員

私が先ほど言いましたような経年的な風浪の大型化のようなものはあるのでしょうか。

坪内漁港課長

経年的な変化ですか。

委員

はい、このデータを見るとそのように見えるのですが。

事務局

特に傾向と申しますか、その年その年の気圧配置などにもよると思うのですが、それほどないかと思えます。

委員

そうですか。平成6年～平成20年がたまたまこうであったと考えたほうがよさそうですか。ありがとうございました。

会長

どうもありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

御質問も一通り出たようでございますので漁港漁村事業についての質疑は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

これで事後評価についての説明がすべて終了いたしました。事後評価の各事業における委員の方からの御意見につきましては、答申文に審査会の意見として反映することといたします。

なお先ほどの優良建築物等整備事業で幾つかの案が出ましたけれども、追加資料の説明

の御意見として伺うのか、今後の要望として伺うのかにつきましては、いかがいたしまし  
ょうか。

委員

要望としていただければと思います。

会長

わかりました。要望として取り扱わせてということにいただきます。どうもありがとう  
ございました。

以上で本日予定をしておりました案件はこれですべて終了いたしましたので、本日の審  
査会はこれで終了いたします。議事進行に当たり御協力いただきまして大変ありがとうご  
ざいました。厚く御礼申し上げます。

4 連絡事項

(事務局より予定等について説明)

5 閉 会

以 上